

おみたましのうそんちいきかっせいかけいかく
小美玉市農村地域活性化計画

茨城県小美玉市

平成23年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	小美玉市農村地域活性化計画						
都道府県名	茨城県	市町村名	小美玉市	地区名(※1)	小美玉地区	計画期間(※2)	H23～H25年(3年間)

目 標：(※3)
 水稻、野菜、畜産等の生産を主体とする本市の農業においては、農業生産基盤の整備を積極的に進める等農業振興施策の推進を図るとともに、市民農園整備による都市農村交流を進める等しているが、農業従事者数の減少や高齢化が進む中で地域の活力が低下している状況にある。このため、新たな地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設、1において「地域交流拠点施設」という。)を整備し、本市の豊かな農業資源や、観光資源を活かしながら、農業体験・交流活動の展開などにより、農村部と都市部との交流、地域間交流を進め、農村地域の活性化を図る。
 具体的には、交流人口の増加:地域振興交流施設を拠点としたグリーンツーリズムにより、計画期間における小美玉市への入り込み客数を770千人を目指す(630千人から140千人増を目指す。増加率22.22%)

農村活性化の「目標設定の考え方」

地区の概要：
 小美玉市は平成18年3月に旧小川町、旧美野里町、旧玉里村が合併し誕生した新生都市で、茨城県のほぼ中央部に位置し、東京から約80km、県都水戸から約20kmの距離にあり、業務核都市の土浦、つくばには約20kmの距離にあり、市の西部をJR常磐線が南北に通過しており、JR羽鳥駅がある。広域幹線道路は常磐自動車道、国道6号、国道355号が通っている。地形は起伏の少ない平坦で安定した自然災害も少ない地域で、人口は約53,000人、世帯数は約19,000戸である。
 本市の基幹産業は農業であり、米、ニラ、レンコン、イチゴが主な農産物で、ニラ、レンコン、イチゴは県から銘柄産地指定を受けるなど有数の生産地である。また、鶏卵は県内1位の農業産出額をほこり、養鶏、酪農も盛んである。
 一方、平成22年3月に国内98番目の空港として茨城空港が開港し、羽田、成田空港に次いで第3の空港として期待が寄せられており、県内を含め、北関東地域を中心とした来場者を見込んでいる。本市及び周辺では、茨城空港へのアクセス機能の強化のための、東関東自動車道水戸線をはじめとして、主要な幹線道路の整備が進められている。また、茨城空港の開港に合わせて、茨城空港へのエントランス道路となる県道茨城空港線が整備された。これら主要幹線道路を補完し、市内の主要な拠点を結ぶネットワークを強化するため、市幹線道路や市民生活に欠かせない生活道路の整備を計画的に進めている。これら空港の利便性の向上を図る中で、本市の農産物の販売や加工体験等のための拠点を整備し、都市農村交流を契機とした農業振興による地域の活性化を図る機運が高まっている。

現状と課題

小美玉市の農業及び農村振興の現状と課題は以下のとおりである。

1 現状
 水稻、野菜、畜産等の生産を主体とする本市の農業においては、農業生産基盤の整備を積極的に進める等農業振興施策の推進を図るとともに、市民農園整備による都市農村交流を進める等しているが、農業従事者数の減少や高齢化が進む中で地域の活力が低下している状況にある。このため、本市の豊かな農業資源や、観光資源を活かしながら、市の活性化を図っていく。○農地水環境保全向上対策事業(H19年～)・・・農村住民と都市住民の混住が著しい地域において、本事業が導入され農村地域の保全活動や景観形成活動を通して、地域住民と都市住民の交流が図られている。
 ○県営畑地帯総合整備事業(H22年～)・・・畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの基盤整備を行うとともに、農業集落道等の環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営安定に資する畑地帯整備を総合的に行う。
 ○小美玉市民農園の整備(H8年)・・・市民農園体験施設において、栽培や収穫体験等により地元農業者と都市住民との交流事業を展開している。

2 課題
 稲作や畑作を中心に農業従事者の減少や高齢化が進行しているため、農家の担い手不足が深刻化し、耕作放棄地の増加も懸念されているところである。
 このため、大規模農家への農地の流動化を進めることや、新規就農者の確保・育成が緊急の課題であり、そのための農家所得の増大を都市農村交流を機会に多様な取組を進めていく必要がある。
 今後の農業は農地集積や大規模経営によるコスト低減、地場農産物の高品質化、高付加価値化、ブランド化を図り、「都市農村の交流」「地産池消」「シティーセールス」等の様々な分野での活動を行い、一方で、都市住民のグリーンツーリズムに対するニーズが高まっている中、自然とやすらぎの場の提供と地場農産物や加工品等の販売による、地域住民と都市住民との交流人口を拡大し、地域の活性化を図る必要がある。

今後の展開方向等(※4)

1. 展開の基本方向

小美玉市の農業振興施策の推進と豊かな農業資源、観光資源を活かしながら、地域交流を図る。

(1) 地域交流拠点施設の充実と施設相互の連携強化

小美玉市の農畜産物の活性化を図るため、地域振興交流施設を整備し、地場農産物や加工品等の販売を行う。新規就農者の育成確保のためにも、地域交流拠点施設の活用により、農業の魅力幅広くPRする。また、茨城空港からの来訪者の増加と滞在時間の延長を目指し、都市農村交流の拠点施設としての充実を図る。また、地域生産組織等との連携を図り、農畜産物の安定的な供給や体験農園等の連携補完施設の整備とともに、施設相互の連携を強化するため、案内板・観光マップの充実や共同イベントの開催等を推進する。

(2) 他の交流拠点との連携、地域資源の活用

地域振興交流施設と周辺地域における体験農園、収穫祭などとの連携を進めるとともに、関係者の共通認識の醸成を図るための研修会等を行い、市を挙げて小美玉市の豊かな地域資源を活かす取組みを進める。具体的には、都市部と農村部の交流を広げるために受入れ機能強化施設を通じて、交流イベントの実施、田園景観や自然景観を活用した、ふれあいの場づくりなどを進める。

2. 当面の事業展開方針

展開の基本方向に基づき、段階的に事業を進めていくものとする。

(1) 地域振興交流施設整備「(仮称)空の駅」:都市農村交流の拠点施設として、農産物直売・加工・物産・食材供給施設などを整備し、地元産材料をアピールし、地産地消を推進し、交流人口の拡大と地域農業の活性化を図る。

(2) 情報発信施設を整備し、市内の観光やイベント情報を提供し、市内観光客等の入込数の増加と地域一体となった交流の促進を図る。

(3) イベント施設や芝生広場を整備し、一年を通じてイベント開催し、都市住民の長時間滞在と地域住民との交流を推進する。

上記施設に対して

(4) 地域振興交流施設に付随して、イベントを通して都市住民や子供達が気軽に農業体験できる場の提供を推進する。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
小美玉市	小美玉地区	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	小美玉市	有	ハ	(仮称)空の駅の一部

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
小美玉市	小美玉地区	体験農園施設	小美玉市	H24～整備予定

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

小美玉地区(茨城県小美玉市)	区域面積(※2)	13,103ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 区域は都市的區域(用途區域、防衛區域、住宅地)を除く小美玉市全域とする。 区域の約81%(10,565ha)を農地、森林・原野が占めており、また、就業者の約14%(3,878人(農業就業人口)/27,522人(就業総数)が農業就業者であり、農業が重要な産業となっている地域である。		
②法第3条第2号関係: 区域内の農業者数は、平成12年～平成17年の5ヵ年で約13%減少、総農家数も約11%減少し、65歳以上の人口も約3%増加しており、農村地域の活力は、年々低下している状況である。このような中、首都圏という地理的条件や主要幹線道路の通過という交通条件を活かした地域振興交流施設を整備することにより、農産物等の販売等を促進して、高齢者にも魅力ある農業ができることを示すことができ、地域の活力ある農業政策の推進に効果の高い取組みと考えられる。		
③法第3条第3号関係: 区域内は、市街化又は市街化が見込まれる土地は含んでいない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
小美玉市大字 山野字外之内 後地内											口		

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期(農林水産省令第2条第4号二)

H25年

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況の評価は以下の方法により行うこととする。

- (1) 交流人口の増加「(仮称) 空の駅」の入込客数及び観光客入込数・宿泊数推定調査により増加率を確認する。(施設開設1年後)
さらに、評価内容の妥当性についても、空の駅整備事業推進委員会を設置し、意見を聞いた上で、その結果を公表する。

[記入要領]

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。